

協同組合のアイデンティティに関する 声明についての一考察

客員研究員 明田 作

〔要 旨〕

ICAでは、30年ぶりに「協同組合のアイデンティティ声明」(95年声明)の見直しに向けた議論が進められている。

現在、第2次改訂案に対する意見をもとに次の改訂案に向けた作業が進行中であるが、改訂案を見ても改訂を迫るほどの環境変化があったとは思えない。

改訂にあたっては、その前提として、現在の声明が世界中の協同組合においてどのような形で受け止められ実践されてきたのか、その後の環境変化のなかで耐え得ないものとなったのか、といった点についての検証が不可欠である。

当然ながら改訂しないといった選択肢もあるが、改訂の是非そのものより重要なのは、協同組合が存在する理由は組合員にあり、組合員自身がどのような価値観を共有し、どのように実践してきたのかといったことについての議論と検証である。

目 次

はじめに

1 協同組合の定義

2 協同組合の価値観

3 協同組合の原則

4 価値観と原則との関係

5 協同組合原則に関する別の視点

おわりに

はじめに

協同組合原則は、1895年に設立された国際協同組合同盟（ICA）が1921年にいわゆるロッヂデール原則を定式化したことに始まり、その後37年、66年のICA大会で改訂され、現在のそれは95年のICA大会で改訂されたものである（その間にも若干の字句修正は行われている）。このように環境の変化を踏まえ約30年ごとに見直しが行われてきている（注1）。それは、環境変化に対応するために、原則をどのように解釈し、適用するかが模索されてきたからにはほかならない。95年声明の立案の中心を担ったマクファーソンは、30年ごとに運動内で再交渉できる可能性が開かれているように思われる（MacPherson [2012a]）としているが、現在、ICA設立125周年を記念した第31回ソウル大会（2021年）で、「協同組合のアイデンティティ」に関しての世界的協議が提起されたことを受け、原則見直しの議論が進んでおり、第2次の改訂案が示されている段階（意見募集は昨年11月末日に締め切られた）にある。

95年の原則改訂からすでに30年が経過するが、その後の協同組合をめぐる環境変化等を踏まえるにしても、現行の原則（特定の原則に言及しない場合、文脈によっては協同組合の定義、価値、および原則を含んだものとして「原則」という表現を用いている）の改訂は果たして必要なのか、仮に改訂が必要だとしても、現在提示されてい

る改訂案は普遍的に妥当かといった点では疑問が残る。

今後の議論の方向性としては、改訂をせず95年の原則を維持するという選択肢も残されているが、本稿の目的は、遅ればせながら、改訂案のもつ問題点等を批判的に検証し、今後の原則改訂の議論とあわせ、これを機にそれぞれの協同組合および組合員が自らの協同組合を見つめ直すための一助にしようとするものである。

なお、筆者自身の考えや提案らしきものを含んでいるが、具体的な修正提案を用意したものではないことをあらかじめお断りしておきたい。

（注1）ロッヂデール原則の歴史・議論・意義等に関しては、Macgillivray (1992), Fairbairn (1994)を参照のこと。

1 協同組合の定義

協同組合とは何かを明らかにすることは、協同組合という組織体に関する立法の根拠ないしは基礎を提供するものであるため、極めて重要である。今日のような簡明な定義の有無にかかわらず、協同組合という組織に関する立法にあたっては、協同組合が有する他の企業体とは異なる特質を明らかにすることが不可欠である。ちなみに、わが国の戦後の協同組合に関する立法は、1937年または66年のICAの原則が前提となっており、その後の原則改訂が反映されたものとなっていない。

ところで、ICAの95年声明では、協同組

合を次のように定義した。

「協同組合とは、共同で所有する民主的に管理された企業（enterprise）を通じて、共通の経済的、社会的、文化的ニーズと願望を満たすために自発的に団結した人々の自律的な団体（association）である」

これに先立ち、国際労働機関（ILO）は、発展途上国の経済・社会開発における協同組合の役割という文脈のもとであるが、66年の決議（R127）のなかで、協同組合を次のように定義している（注2）。

「協同組合とは民主的に管理された組織（organisation）の形成を通じ共通する目的を達成するために、必要な資本を公平に拠出し、メンバーが積極的に参加する事業（undertaking）のリスクと便益を公正に受け入れた人々が自発的に結集した団体（association）である」

ICAの95年声明では、組合員の「共通の目的」として、経済的な目的に加え社会的、文化的な目的（ニーズと願望）を明示する一方、協同組合の最も特徴的な特質である民主的な管理を除いては、資本への公平な拠出、メンバーが事業に積極的に参加しそのリスクと便益を公正に享受する点は原則に関連するものとして整理されている。しかし、事業のリスクと便益の公正な享受という側面は、ILOの定義に比べると少しあいまいになっている。

なお、95年声明では、協同組合の定義に社会的、文化的な目的を追加したが、協同組合の種類を問わずにこれらが直接の目的となるわけではない点には、留意が必要で

ある。これは後述する「コミュニティへの関与」の原則の解釈にも密接に関連する問題であるが、もっぱら組合員以外の者に対してサービスを提供する団体は、協同組合とは呼べないからである。

今般の見直し議論では、協同組合の定義に関しての修正提案はないが、95年声明における定義は、協同組合がアソシエーションであると同時に企業（enterprise）という、二重の組織的性格を帯びていることを明らかにしている。そしてこの組織の二重性は、協同組合のアイデンティティの基礎を形作っているものであり、そのどちらに重きを置くかによって価値観や原則をどのように整理、解釈するかという問題に影響を及ぼしている。

（注2）ILOの定義は、その後2022年の勧告決議（R193）によってICAの定義に置き換わっている。

2 協同組合の価値観

1970年代後半から95年までは、協同組合の存在意義と価値観をめぐる議論・論争であった。それは、小売・流通革命のなかでのヨーロッパ主要諸国における消費生活協同組合の経営破綻や株式会社への転換、発展途上国における開発のための政策遂行手段化とその後の国際機関による構造調整政策による自由化の波のなかでの混乱、冷戦下のイデオロギーの対立のもとでの協同組合の理念の対立とソ連邦崩壊後の社会主義諸国の独立・民主化のなかでの混乱、さらには新たな種類の協同組合の誕生・発展と

いった協同組合運動をめぐる大きな環境変化のなかで、協同組合とはいったい何なのか、という本質的な問いに対する答えが求められていたからであった。

紙幅の都合からこの価値（観）論争について跡付けることは省略する（注3）が、95年声明では、協同組合の価値観については、次のように整理している。

「協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公平、連帯という価値観に根ざしている。創設者の伝統に則り、協同組合の組合員は、誠実性、オープン性、社会的責任および他者への思いやりといった倫理的価値観を信条としている」

このように現行の価値観に関する文章は、いわば協同組合という組織の基本的な価値観（第1パラグラフ）と倫理的な価値観（第2パラグラフ）の2つからなっているが、今回の原則改訂の第2次案では、この価値を3つの文章に分けると同時に、英文の文法的な問題からの一部修正が提案されている。

第1パラグラフ

まず、第1文の「基づいて (based on)」という表現を「founded on」という表現に改め、協同組合がこれら価値観に基づいて設立されているというより強い表現にしている。しかし、価値観は、オープンエンドな性格のもので (MacPherson [2012a])、組合員が設立するに際して共有する価値観は、協同組合の種類によってもまちまちであり、どの価値観に重きを置くかというの

も異なるのであって、現行の表現を維持するのが適切であろう。

次に、「自助 (self-help)」を「相互自助 (mutual self-help)」という概念に、「自己責任 (self-responsibility)」を「自己責任 (personal responsibility)」という表現に置き換えることが提案されている。

“Self-help”という概念は、すべての人が自分の運命をコントロールしようと努力するし努力すべきだという信念 (Watkins [1986], MacPherson [1996])、すなわち人間の尊厳を重視する思想にほかならない。協同組合は、相互自助の組織だとよくいわれるが、手段的な意味合いのある“mutual”という概念を付け加えることによって、人間の本質に潜む自助の概念をあいまいにしかねない。また、この“self-help”という概念は、最後に掲げられている“solidarity (連帯)”という概念と対で理解される必要がある。「連帯」とは、単に同情心やシンパシーといったことを超えて共通の目標に向かって共に行動するという概念を含むものであり、協同組合の標語としてよく使用される「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉は、そのことを適切に言い表している。

この連帯は、協同組合思想の核心である2つの基本的概念の「自助と互助 (mutual help)」の原因であると同時に結果である (MacPherson [1994]) といわれるが、「互助」はいわば手段的な概念として定義に組み込まれているので、“self-help”という表現は現行を維持すべきである。

また、“self-responsibility”という言葉をも“personal responsibility”という表現に改める提案があるが、すでに定着した言葉であり、あまり使われない表現という理由で改める意義は乏しく、言葉を変えるとニュアンスも少し異なるように感じられる。したがって、現行の表現を維持するのが適切であろう。

第2パラグラフ

現行の第2パラグラフは、協同組合の組合員が信条としている倫理的な価値観を掲げるが、改訂案では、文法的な観点から一部修正し、さらに第3のパラグラフを追加する提案がなされている。

まず、現行の“In the tradition of their founders”から始まるパラグラフについては、文法的小かしいという指摘から、主語を彼ら(founders)にし、彼らが倫理的価値観を抱いている(embrace)旨の表現に修正しようとしている。わが国の訳では、「その創始者たちの伝統を受け継いで」(日本協同組合学会訳)などと訳されている部分であるが、協同組合運動の創設者たちの思想を思い起こすと同時に彼らの精神を受け継いでいるという視点から第2パラグラフはその構文を維持すべきである。仮に、文法的に誤りであるというのであれば、むしろ“In the tradition of”を“In accordance with the tradition of”とすれば済む話ではないだろうか。

さらに、「透明性(transparency)」と「説明責任(accountability)」を価値観の項

目に追加しているが、これは価値観というよりむしろ民主主義が成立するための前提条件というべき性格なのであり、追加するのであればむしろ原則の個所であろう。

次に、価値観の第3パラグラフとして“Stewards for future generations, they practise social and environmental responsibility”を追加する案であるが、“Stewards”という言葉は、役割(Role)に関する概念であり、価値観という全体の文脈に置くべきではないように考える。

(注3) 価値観論争の経緯等の概要については、MacPherson [1996] [2004] [2012a]などを参照のこと。

3 協同組合の原則

95年声明における協同組合原則は、7つの原則によって構成されており、95年の原則改訂は、原則を協同組合の価値観の文脈に置き(MacPherson [1992] [2012a])、「協同組合原則は協同組合の価値観を実践するための指針である(The cooperative principles are guidelines by which cooperatives put their values into practice.)」と、あくまでも原則をガイドラインとして位置付けた。価値観と原則との関係については、後述するが、現行の原則には、性格の異なるものが含まれている。価値観がそうであるように、協同組合の種類やその目的、それに規模の大小によっても原則の解釈や適用の方法などについては違いが存在している(Novkovic [2006],

Szabó [2007], Oczkowski et al. [2013], Waring et al. [2022])。

今般の改訂2次案では、「7つの原則は協同組合の価値を実践するに際して協同組合を導く (Seven principles guide cooperatives in putting these values into practice.)」と、原則の規範性を高めることを意識した表現に改めようとしているが、果たして適切だといえるのであろうか。これは、柔軟であるべき原則そのものを明確化する代わりに、現在の慣行 (practice) を原則の水準 (level of principle) まで持ち上げようとしてきたというレイドローが指摘した危険性 (Laidlaw [1980] p.33) に陥ることはないのであろうか。

価値と原則との関係や原則に関する問題点については、後にまとめて整理するとして、ここではまず、改訂2次案の内容に触れつつ各原則についての論点を整理しよう。

第1原則：自主的で開かれた組合員制

社会的な価値観の変化に応じて差別の項目を追加しなければならなくなる問題を避けるために、現行の「性、社会、人種、政治的、宗教的な差別なしに」という表現を「あらゆる種類の差別なしに」という表現に改める提案がなされている。しかし、例示的に差別の原因を掲げることは、今日でもなお有効であるように思われる。

第2原則：組合員による民主的管理

現行は、民主的管理の前提として組合員

は協同組合の政策立案と意思決定に積極的に参加することとしているが、大規模な協同組合にあってはメンバーが役員を選定する以外に積極的に参加していない現状を踏まえ、議決権 (投票権) と発言権が普遍的な要素であるとして、積極的に参加するという表現を削る提案が行われている。また、組合員が平等な議決権についての第3パラグラフを第1次段階の協同組合とそれ以上の段階の協同組合のパラグラフの2つに分ける提案が行われている。

最後の提案は読みやすさのためのものであるが、むしろ現行の1人1票について、かっこ書にしているのはそれ以外の方法もあることを意識しているようにも解釈できるし、現に第1次の協同組合のなかにも単純な1人1票制によらないものも少なくない。したがって、組合員の運営への積極的参加を削るよりも、90年代以降普及したマルチステークホルダー型の社会的協同組合やグローバル市場で競争している大規模農業協同組合等をも包摂するよう、出資 (株式) の数による議決権等の付与以外の柔軟な民主的手法を包含できるような表現にする方がよいのではないかと思われる。

また、グローバルな市場志向型の事業を展開している大規模農業協同組合等においては、持株組織のような協同組合も見られるなど、規模の違いや協同組合の種類によってはガバナンスに大きな違いが見られる。かかる現状を踏まえれば、株式会社等との本質的な違いを鮮明にする議論が必要であろう。なお、大規模協同組合にあっては組

会員の運営への積極的参加が行われない実態があるにせよ、積極的参加の意義は失われていないはずである。

民主主義は、物事を決定するための特定の方法を意味するものではない。実態を反映するというのであれば、上述の議決権の問題も同じであるが、これは「原則」というものの性格をどのようにとらえるかという基本的な問題に帰着する課題である。そして、これは“guideline”を“guide”に変更する・しないといった問題を越えて議論すべき課題ではないかと思われる。

第3原則：組合員の経済的参加

現行の原則は、組合員の経済的参加は、資本の構築に関する限定的な記述になっており、経済的参加に関して協同組合の提供するサービスを利用するということを盛り込むべきではないかという議論があったようである。しかし、労働者協同組合の場合には組合員がサービスを利用するという関係にはないことなどもあり、原則は普遍的で広く適用可能なものであるべきとの考えから事業利用への参加には言及されていない。事業利用義務等についてはメンバーとしての権利と義務を引き受ける人々に対して協同組合の門戸が開かれているという第1原則のなかで解釈することができる（その限りでは資本の構築に関しても同様に解釈可能）からかも知れないが、経済的参加を資本の問題だけにとどめる根拠が不明である。この点で、前述のILOの66年における定義にある「事業のリスクと便益を公正に受

け入れる」という表現が包括的で適切であるように思われる。

なお、それよりも第3原則で重要な問題は、出資義務に関するものであろう。原則自体が歴史的にロッチデール原則を引き継いできているためであるが、非出資の協同組合も少なくないように、協同組合にあっては、出資は、理論的にも実際的にも組合員となるための前提条件ではない。まして、組合員となるために最低1口の出資を引き受ける義務があるといったところで、金額によってはそれは形式的な問題でしかない。また、協同組合の種類によっては出資が重要性をもたないものがある一方、資本調達が必要な問題である協同組合もある。協同組合が企業体である以上、組合員に効果的なサービス等を提供するためには、一般的には資本の増強は必要であるので、組合員は、資本の充実に公平に参加する旨の表現にするか、上述のILOの定義にある表現を採用する方がよいように思われる。

また、不分割積立に関する記述は、剰余金処分には、「協同組合の将来のニーズを満たすために準備金を確保する (setting aside reserves to meet the cooperative's future needs)」としているが、現行の協同組合の発展のために剰余金を充当することと何が異なるかが不明瞭であるうえ、不分割積立金という表現を削ることは、「価値観」の一部として提案している「将来世代のためのスチュワード (Stewards for future generations)」ということとも整合性がとれない。

提案理由として、現行第3原則は、修飾語が多く冗長で弱すぎるという理由のようであるが、改訂案による定式化の方が冗長で理解しにくく感じられる。

なお、不分割積立金に関連するものであるが、剰余金処分のあり方に関しては、66年原則の第4原則に含まれていた「あるメンバーが他のメンバーを犠牲にして利益を得ることを避けるような方法で分配されるべき」という表現を採用することがより適切のように思われる。なぜならば、組合員に分配すべきではない剰余金（例えば、組合員以外の者との取引に起因した剰余金など）が存在するからである。

第4原則：自治と自立

“Autonomous, self-help organisations”を“independent organizations”に改めるなど英語の文章を改善する提案がされているが、むしろ全体として現在の自治と自立の考え方を弱めるような改正のように思われる。

第5原則：教育、研修および広報

この原則は、組織内部の教育・訓練と協同組合の性質や利点に関し若者や外部の識者等に伝えるという2つのパラグラフから構成されている。

タイトルの「Education, Training and Public Promotion」を「Education, Training and Information」の変更する案が示されている。これは、2段目のパラグラフが、ややもすればおろそかになっている、という

理由のようである。しかし、このパラグラフは、“the general public”の“general”を不必要な修飾だとして削るだけであり、日本語的には変更する必要性は感じられない。

第1パラグラフは、組合員、役員、マネージャーが協同組合への関与（engagement）を強め、かつ、彼らが協同組合の成功とその民主的運営（democratic life）にフルに貢献できるよう教育・訓練すると、現行の「協同組合の発展に貢献する」というよりも強い表現にしている。これは、民主的管理の第2原則のところで、積極的な運営への参加を議決権と意見表明という権利だけに歪曲化するような提案とどのように整合するのか疑問である。

第6原則：協同組合間協同

現行の第6原則では、「協同組合は、地域的、全国的、広域的かつ国際的な組織を通じて協力することによって、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する」と定式化されている。これに対し、改訂案は、「協同組合は、他の協同組合のサービスを利用し、共通の目標を達成するために、地域的、全国的、広域的かつ国際的な組織を通じて協力し、かつ、協同組合運動への願望を前進させる場合に、組合員に奉仕し、協同組合運動を強化する」と、とりわけ運動を意識した表現になっているが、全体として冗長な文章となっていてわかりにくい感じを受ける。

第7原則：地域社会への関与

(Concern for Community)

第7原則は、95年改訂で追加されたもので、協同組合の価値観である他者への配慮や社会的責任といった価値観を反映して、次のように定式化されている。

「協同組合は、組合員が承認する政策に従って、地域社会の持続的発展のために活動する」

他の原則と異なり、第7原則は、協同組合の社会的役割と目的 (objective) について規定しており、国連等のSDGsとも直接的に関連する原則の1つであるが、協同組合とこの原則との関係をめぐってはなお議論が多いところである。

第2次改訂案では、タイトルを“Concern for Community”から“Community Engagement”と、より強い表現に改めると同時に、次のように再定式化しようとしている。

「協同組合は、組合員が支援する責任あるビジネス慣行と政策を通じて、その事業を展開する地域社会の幸福 (wellbeing) と、すべての人にとって平和で、かつ、公正で環境的に持続可能な未来のために活動する」

その理由は、“Concern for Community”というタイトルは弱いので、これを強化し、「コミュニティの関与 (community engagement)」が地域から世界まであらゆるものに及ぶことを認識することを目的にする (フランス語のタイトルに触発されたというが、日本語訳では基本的に変わりはないであろう) こと、また「組合員によって承認された政

策」というのは、大規模な協同組合の実態に即さないこと、さらに社会的経済や連帯経済の分野でも、協同組合がそれ以外の企業や将来を見据えた投資家所有の企業 (例えばB-Corporations) にその地位を譲ることになったり、市場での独自性を失ったりするのではないかと懸念する人々による改訂すべきだとする声に応えるためのものである。

しかし、協同組合を設立した目的が「社会的・文化的なニーズや願望」を満たすことを直接的な事業目的にしている社会的協同組合 (労働者協同組合を含む) やそれ以外の協同組合とでは、この第7原則のもつ意味合いは大きく異なるうえ、純粋に経済的目的を追求するための協同組合も存在することを忘れてはならないであろう。

ところで、修正提案は「メンバーによって承認されたポリシーに従って」というフレーズを削除しているが、このフレーズは、基本的に協同組合の外部にあるグループが、自分たちの目的のために協同組合を操作しようとするのではないかと懸念からとされ、それは、協同組合が自分たちのコミュニティとどのように関わるべきかについて、組合員の間で議論を促すことを意図していた (MacPherson [2012b]) とされる。

また、“community” について、わが国では「地域社会」と地理的な意味での地域社会を想定した訳を当てている (もっとも日本協同組合学会訳では「コミュニティ」とルビを付している) が、どのように理解す

るかは様々である。最近のプラットフォーム型協同組合などを想定すると、地域社会という概念ではくくれないし、地球全体を1つのコミュニティと解釈することも可能である。

この原則は、他の原則と異なり、とりわけイデオロギー的性格が強いものであり、協同組合運動の分裂を避けるためにも、現状においては、その解釈と実践の積み重ねが重要であって、現行の表現を維持するのが望ましいように思われる。

4 価値観と原則との関係

95年声明に関するバックグラウンド・ペーパーは、「原則」とは、①協同組合運動の当初から浸透している価値観から派生したもの、②協同組合の組織構造をかたちづくるとともに運動の際立った特徴をもつ展望をつくりだす態度を決定するもの、③協同組合の原則は、協同組合組織の発展に努力するための指針 (guidelines) であること、そしてそれは、④本質的に実践的な原則であり、哲学的思考 (価値観) と同様、何世代にもわたる経験によって形成されたもので、それらは弾力性があり、種々の状況下にある種々の協同組合に弾力的に適用できるものである (MacPherson [1995] p.17) 旨、述べている。

なお、同じペーパーの別の箇所では、「原則は戒律 (commandments) 以上のもので、それは行動の良し悪しの判断と意思決定のためのガイドラインでもある」とも述

べており、価値観に近い概念として原則が理解されている。

しかし、いずれにしても価値観はそれを実践に移すことがなければ意味はない。価値観と原則は一体のものとして極めて重要であるが、原則それ自体は価値観の実現を保証するものではない。また、価値観が変わらなくても、環境の変化に対応して (戦術的) 目標が変われば原則は変わりうる (とりわけ実践的性格をもつ原則についてはそうである) ので、そういう意味では価値観こそより重要だといえる。

ところで、95年声明にいう “Cooperative Values” という場合の “values” は、「価値」そのものではなく「価値観」の意味である。この価値観は、協同組合のメンバーのなかに見いだせるもので、人々の行動や選択、意思決定に影響を与える、個人が物事を判断する際の基準となる物事の捉え方や感じ方、すなわち指針を指す言葉であり、物事の客観的な有用性を示す「価値」とはニュアンスが異なる。わが国では、これを「価値」と訳してきているが、これは価値観と原則との関係を理解しにくいものになっている原因の1つとなっている。

95年声明は、レイドローの「イデオロギー上の危機」の提起に続く、その後の協同組合の基本的な価値観をめぐる議論の結果である。したがって、それは「協同組合の原則」を協同組合の価値観という文脈のなかに位置付ける (MacPherson [2012a])、言い換えればそれは協同組合の目指すべき協同組合運動としての方向性についての定

式化であるために、協同組合の定義に含まれる組織としての目的や機能との関係における原則の位置づけが不鮮明なものとなっている（MacPherson [2012a]もこのことを認める）。

なお、「原則（principle）」という言葉は多義的であり、ICAによってリスト化されている原則には、性格の違うものが混在している。このことは協同組合の価値観や定義と原則との関係をわかりにくくしている要因の1つであると考えられるので、最後に過去の原則改訂の歴史を少し振り返っておくこととしよう。

37年の協同組合原則、これは、①オープン・メンバーシップ制（加入・脱退の自由）、②民主的管理（1人1票）、③利用高配当、④出資金利子の制限、⑤政治的・宗教的中立、⑥現金取引、⑦教育促進といった7つの原則で成り立っている。このうち、①から④までの4つは、それを欠いては協同組合ではなくなってしまう本質的な要素で、⑤から⑦までのものは、これを欠いたとしても協同組合の性格を壊してしまう基準というより、本質的ではあるものの実践のための方法であるとしていた。

しかし、ワトキンスは、原則として指定された最初の4つの項目は、最後の3つと同じくらいに「方法（methods）」で、7つの原則すべては、誠実かつ効率的に実行されれば、協同組合がその性格を維持し、事業を成功させなくても、少なくとも最も一般的な失敗の原因のいくつかを回避することを保証する、実践的なルールと呼ばれ

る方が適切である（Watkins [1986]）と指摘した。そして、この考え方は66年原則、95年原則でも維持されている。

しかし、ワトキンスも原則を区分する意味を全く認めなかったわけではなく、またレイドロウの議論を引き継いだベークは、具体的な内容には言及していないが、原則を「協同組合の基本的原則」と「基本的実践（のルール）」という種類の原則に分けることを提案している（Watkins [1986], Bök [1992]）。

また、マクファーソンは、①自発的で開かれた組合員制、②組合員による民主的管理、③組合員の経済的参加は、基本的にあらゆる種類の協同組合にもあてはまる内部の関係（internal dynamics）を扱ったものであり、残りの4つは協同組合内部の運営と協同組合と外部との関係の両方に向けられているとし（MacPherson [1995]）、95年声明を採択した大会のスピーチのなかで、最初の3つの原則は、組合員の視点から扱った（価値観も同様）ものであると述べている（MacPherson [2007]）。したがって、それは、程度の差こそあるものの、それを欠いては協同組合としての組織特性を失ってしまう基本的な原則であるにとらえることができよう。

5 協同組合原則に関する別の視点

協同組合運動の指導者や理論家たちは、協同組合は単なる企業ではなく、経済的目

的と社会的目的をあわせもった企業であるとして、その二重の目的によって一般の法人や資本主義的企業から区別されるという教義 (doctrine) を強調してきた (Laidlaw [1980] p.38)。

この協同組合の二重性は、協同組合のイデオロギーの核心を形成するものである (Zamagni & Zamagni [2010], Puusa et al. [2013] [2016]) といえるにしても、社会福祉や医療・介護などの社会的な目的のための事業をもつばら行う労働者協同組合や最初から社会的目的の活動を行う目的で設立される社会的協同組合とそれ以外の協同組合とを同列に論じることはできないであろう (Birchall [2017])。協同組合運動という側面を別にすると、現実の個々の協同組合は、主として経済的目的のための組織であり、仮に事業の対象が社会的目的のために向けられている社会的協同組合であっても、メンバーが当該協同組合の提供するサービス (労働者協同組合にあっては労働の機会) の受益者とならない組織というものは、もはや協同組合とはいえないからである (Münkner [2015])。

協同組合は人々の結合体 (アソシエーション) であると同時に企業 (enterprise) という二重の組織的性格を有しているといえるが、純粋に経済的目的のみを追求する協同組合というものは多く存在するし、それらは社会的目的をもたないからといって、協同組合でなくなるわけではない。しかし、協同組合が経済的な目的のみをもって結成されるとしても、それは人間中心の経済を

追求する組織として社会的な影響力をもっている。

協同組合には、メンバー相互間や協同組合原則に由来する非経済的なメリットも本来的に備わっており、とりわけ地域に根ざした協同組合にあっては地域に労働の機会を提供するし、とりわけ地域の人的・物的・環境的資源を動員する事業を行う場合には、意識する・しないにかかわらず、様々な社会的な機能や役割を果たすことになる。経済学的な言い方をすれば、協同組合には市場の外部性を内部化する (Novkovic [2008]) 要素が備わっているため、社会的目的を排除する必要はない。

また、協同組合の起源がまちまちであるように、組合員が共有する価値観は、協同組合のタイプによっても異なるし、それぞれの国の政治的、経済的、社会的さらには文化的背景によっても異なる。さらに、経済的目的というものは変わらなくても協同組合の機能 (役割) というものは、政治的、経済的、社会的さらには技術的環境変化によって変わる (Szabó [2007]) ことがあり、原則の具体的な解釈・適用についても当然に変わりうる。また、同じタイプの協同組合であってもメンバーが共有する価値観は異なるし、加入するメンバーの動機も決して同じだとはいえない。また、協同組合によって何を最も重要な原則であるかという点に関しても、同様のことがいえる (Novkovic [2006], Szabó [2007], Oczkowski [2013], Rabong & Radakovics [2020], Hansen [2024])。

そのため、協同組合の原則はできるだけ簡素で柔軟なものが望ましいといえる。そして、その原則は、他の企業形態とは基本的に異なるすべての協同組合に共通する組織的特性、すなわちそれを欠いてしまえば協同組合ではなくなってしまうものと、それ以外のものとを区別して整理することは、協同組合を一般の人たちが理解しやすいものとするためにも不可欠であろう。

こうした視点にたつて原則を体系化しようとするれば、それは協同組合の組織と協同組合とそのメンバーとの関係をどうかたちづくるかということになる。

組織の構造は、その組織の目的（目標）に従属する性格のものであり、協同組合の原則は、第一義的には、組織の目的を効果的に達成するためのものとして、その目的や機能との関連において整理することである。そのためには、協同組合にとって不可欠である固有の「原則」と、仮にそれを欠いたとしても協同組合であることに変わりはない「原則」とに区分して、再定式化する方向で検討することが望ましい（Dunn [1988], Nilsson [1996], Birchall [2011], Reynolds [2014], Münkner [2015]）。そして、それは協同組合の定義から派生するもの、ないしは定義が含意し、定義に内在している要素を抽出し定式化することだといえよう。

その1つの例として、多くの経済学者の支持を受けている、アメリカ農務省による協同組合原則、すなわち①利用者が所有し、②利用者が管理する、③利用者が便益を受

ける、という伝統的な三位一体的特質に即した「原則」を中心として考えるのが有益であろう。この農務省の「協同組合原則」は、ロッチデール原則から慣行（ベスト・プラクティス）といったものを取り除いたもので、「原則」というよりも「定義」に近い定式化となっている（Reynolds [2013]）。ただし、この原則は経済的な視点による「原則」であり、これだけで協同組合の特性をすべて説明できるわけではない。しかし、ICAの95年声明における定義との相違ということでは、基本的な違いは人間中心の経済的組織としての資本による支配の排除と民主的管理という点が明示的には欠けているくらいであろう。

このように考えたとしても、アメリカ農務省の「原則」とICA声明の「原則」とは二律背反の関係にあるわけではない（Reynolds [2013]）ので、ICAの原則をその定義との関係で再整理をし、再定式化することで矛盾を生ずることはないであろう。

おわりに

ICAによると、世界には人類の12%以上が加入する約300万の協同組合があり、世界の労働人口の約10%に雇用の機会を提供している。さらに大規模な協同組合（相互会社を含む）のトップ300の売上高は、約2.8兆USドル（World Cooperative Monitor [2025]）と、経済的にも大きな影響力を持っている。

また、日本は世界的に見ると協同組合大

国の1つであり、日本協同組合連携機構(JCA)によると、わが国の第1次の協同組合組織の数は、約4万で、それらの組合員総数(単純集計)は、合計で、1億835万人とされる(2022事業年度版・協同組合統計表)。集計対象とされていない協同組合もあり、多くが世帯単位での加入である現状を考えると、国民のほとんどが協同組合にかかわっているといえる状況であるといえよう。

しかし、こうした事情にありながら、協同組合が適切に認知されているとはいえない現状なのは、なぜなのであろうか。それには様々な理由が考えられるが、大きな理由は、新たに協同組合を立ち上げる場合を除き、ほとんどの協同組合は、現在の組合員にとっては他の資本主義的企業と同じく、すでにそこにある存在であり、市場経済における単なる1つのプレーヤーとして認識されているにすぎないという実態の存在であらう。日常の業務や組織運営における協同組合の価値観と原則との関係性は明瞭ではなく、ギャップも多い(Szabó [2006], Novkovic [2008], Ghauri et al. [2021], Saastamoinen et al. [2024])とすれば、なおさらであらう。

さらに、人々の認識の枠組みは、それを形成している学問的知識や経験から成り立っており、そしてそれはその基礎となっている政治的、経済的、社会的さらには文化的などあらゆる環境の影響から逃れることはできないので、今日の環境のもとでは協同組合とは何かは、意識的にその性格を理

解しようとするのでなければ、理解が深まらない。こうした事情は、ICAの原則を改訂したからといって容易に変わるものではないことは想像できよう。

今般の95年声明の見直しに関する結論は、来るべきICA大会での議論を経て結論が出されることになるが、その時期に関しては、ICAの理事会の判断に委ねられている。今般の見直し議論の背景としては、95年以降の経済・社会のグローバル化のさらなる進展と様々な社会・経済的諸問題(環境問題を含む)の発生・拡大があり、また労働者協同組合を含む社会的協同組合の普及・発展、さらには情報通信技術の急速な進展や人々の価値観の変化のなかでのギグワークの増大、それへの対応としてのプラットフォーム協同組合など、新たなタイプの協同組合の誕生などがある(Wilson et al. [2021])。

しかし、情報技術の革新と人々の価値観の変化の程度など、95年当時には見通せなかったにしても、95年声明を見直すにあたっては、まずもって、現行の95年声明がどのように機能してきたのか、そしてそれはその後の環境変化のなかで耐え得ないものとなったかなどの検証が必要であらう。そのためには、世界中の協同組合が95年声明の内容を現実にとどのように受け止め、どのように実践してきたのかということの検証・評価が重要で、それなくしては、改訂作業は単なる作文に終わってしまい、あまり意味をなさないものとなるように思われる。

人間中心の経済組織である協同組合の中心にいるのは、あくまでも組合員である。そのためには、「協同組合」という言葉や国連等での協同組合の評価・期待に満足することなく、協同組合原則の見直しの議論を契機にして、各組織内で、共有する価値観は何なのか、何を最も大事にしてきたのか、そして今後何を大事にすべきなのか、といった議論を尽くすことが、原則見直しそのものの議論よりも重要である。そうでなければ、組合員、ましては組合員以外の一般の人たちに協同組合を正しく理解してもらうことは困難だからである。

協同組合運動のリーダーや経営層の人たちには、単に外に向かって発信するだけでなく、協同組合と組合員との間における議論を組織し、協同組合についての理解を深めるために努力することが求められているといえよう。

<参考文献>

- Birchall, J. (2005), "Co-operative principles ten years on." *Review of International Cooperation*, 98 (2), pp.45-63.
- Birchall, J. (2011), "A'Member-Owned Business' Approach to the Classification of Co-operatives and Mutuals." *Journal of Co-operative Studies*, 44 (2), pp.4-15.
- Birchall, J. (2017), *The Governance of Large Co-operative Business*. Co-operative UK.
- Böök, S.A. (1992), *Co-operative Values in a Changing World: Report to the ICA Congress*, ICA. 生協総合研究所訳 (1993)『変化する世界における協同組合の価値』日本生協連・コープ出版
- Dunn, J. R. (1988), "Basic cooperative principles and their relationship to selected practices." *Journal of agricultural cooperation*, 3, pp.83-93.
- Fairbairn, B. (1994), *The meaning of Rochdale: The Rochdale pioneers and the co-operative principles*. University of Saskatchewan. Centre for the Study of Co-operatives: Occasional Paper Series #94-02.
- Ghauri, S., Mazzarol, T. & Soutar, G. N. (2021), "Co-operative principles and values: Does the talk match the walk?" *Journal of Co-operative Studies*, 54 (3), pp.7-22.
- Hansen, R. et al. (2024), "The commitment of farmers to traditional and hybrid cooperatives: Empirical evidence over a six year period." *Annals of Public and Cooperative Economics*, 95 (4): pp.949-970.
- ICA. (2021), *Guidance Notes to the Co-operative Principles*. <https://ica.coop/sites/default/files/2021-11/ICA%20Guidance%20Notes%20EN.pdf> (最終アクセス日：2025年12月15日)
- ICA. (2025), *COMMENTARY: DISCUSSION DRAFT 2 on ICA Statement on the Cooperative Identity*. <https://coopidentity.ica.coop/assets/revise-ica-statement-on-the-cooperative-identity-discussion-draft-2-commentary-17-jun-2025-en.pdf> (最終アクセス日：2025年12月15日)
- Laidlaw, A.F. (1980), *Co-operatives in the Year 2000: A Paper Prepared for the 27th Congress of the International Co-operative Alliance*, Moscow, October 1980, ICA. 日本協同組合学会訳 (1989)『西暦2000年における協同組合：レイドロー報告』日本経済評論社
- Macgillivray, A. & Ish, D. (1992), *Co-operatives in Principle and Practice*. University of Saskatchewan. Centre for the Study of Co-operatives: Occasional Paper Series #92-01.
- MacPherson, I. (1995), *Co-operative Principles for the 21st Century*, International Co-operative Alliance, Geneva. 日本協同組合学会訳編 (2000)『21世紀の協同組合原則』日本評論社
- MacPherson, I. (1996), "Background paper to the statement on the Co-operative identity." International Co-operative Alliance.
- McPherson, I. (2004), "Remembering the Big Picture: The Co-operative Movement and Contemporary Communities", in C. Borzaga and R. Spear (eds), *Trends and Challenges for Co-operatives and Social Enterprises in Developed and Transition Countries*. Trento: Edizioni31, pp. 39-48.

- MacPherson, I. (2007), *One Path to co-operative studies: A selection of papers and presentations*. Victoria, BC: BCICS, University of Victoria.
- MacPherson, I. (2012a), "... What Is the End Purpose of It All? :The Centrality of Values for Cooperative Success in the Marketplace." In Battilani P, Schröter HG, eds. *The Cooperative Business Movement, 1950 to the Present*. Cambridge University Press; pp.107-125.
- MacPherson, I. (2012b), "Cooperative's concern for the community: from members towards local communities' interest." *Euricse Working Paper*, n. 46 | 13.
- Marcus, L. (1988), *Co-operatives and Basic Values: A report to the XXIX ICA Congress*, Stockholm, July 1988, Agenda & Reports.
- Münkner, H. (2015), "How co-operative are social co-operatives?" *Cooperativismo e Economia Social*, Núm. 38 (2015-2016), páxs. 33-75.
- Nilsson, J. (1996), "The nature of cooperative values and principles: transaction cost theoretical explanations." *Annals Public Coop Economic*, 67 (4) :pp.633-653.
- Nilsson, J. (2022), Agricultural cooperative development and institutional change. Swedish examples from 1990 to 2020. *International Journal of Food System Dynamics*, 13 (2), pp.115-127.
- Nilsson, J. (2025), "The cooperative principles in present-day Western agrofood industries." *International Journal on Food System Dynamics*, 16, pp.127-135.
- Novkovic, S. (2006), "Co-operative Business: The Role of Co-operative Principles and Values." *Journal of Co-operative Studies*, 39 (1), pp.5-15.
- Novkovic, S. (2008), "Defining the co-operative difference." *The Journal of Socio- Economics*, 37, pp.2168-2177.
- Novkovic, S., Puusa, A. & Miner, K. (2022), "Co-operative identity and the dual nature: From paradox to complementarities." *Journal of Co-operative Organization and Management*, 10 (1).
- Oczkowski, E., Krivokapic-Skoko, B. & Plummer, K. (2013), "The meaning, importance and practice of the co-operative principles: Qualitative evidence from the Australian co-operative sector." *Journal of Co-operative Organization and Management*, 1 (2), pp.54-63.
- Puusa, A., Mönkkönen, K. & Varis, A. (2013), "Mission lost? Dilemmatic dual nature of co-operatives." *Journal of Co-operative Organization and Management*, 1 (1), pp.6-14.
- Puusa, A., Hokkila, K. & Varis, A. (2016), "Individuality vs. communality: A new dual role of co-operatives?" *Journal of Co-operative Organization and Management*, 4: (1), pp.22-30.
- Puusa, A. & Saastamoinen, S. (2021), "Novel ideology, but business first?" *Journal of Co-operative Organization and Management*, 9.
- Rabong, G. & Radakovics, S. (2020), "The uniform co-operative value core-Evidence from Austria." *Journal of Co-operative Organization and Management*, 8 (2).
- Reynolds, Bruce J. (2014), *Comparing Cooperative Principles of the U.S. Department of Agriculture and the International Cooperative Alliance*. RBS Research Report 231, USDA Rural Development.
- Saastamoinen, S. & Puusa, A. (2024), "Enacted or idealistic co-operative values?" *Journal of Co-operative Organization and Management*, 12 (2).
- Szabó, Gabor G. (2007), "Co-operative identity" :A theoretical concept for economic analysis of practical co-operation dynamics." *Studies in Agricultural Economics*, No.105, pp.5-22.
- Watkins, W.P. (1986), *Co-operative Principles Today and Tomorrow*, Holyoake Books, Manchester.
- 協同組合経営研究所訳 (1987)『協同組合原則をどう生かすか』家の光協会
- World Co-operative Monitor. (2023), *Exploring the Cooperative Economy: Report 2023*. EURICSE-ICA, https://www.uk.coop/sites/default/files/2024-01/wcm_2023_2.pdf. (最終アクセス日：2025年12月15日)
- Zamagni, S. & Zamagni, V. (2010), *Cooperative enterprise: Facing the challenge of globalization*. Edward Elgar Publishing.
- Waring, T., Lange, T. & Chakraborty, S. (2022), "Institutional adaptation in the evolution of

the 'co-operative principles'." *Journal of Evolutionary Economics*, 32 (1), pp.333-365.

- Wilson, A. et al. (2021), *Examining our cooperative identity, Discussion Paper for the 33rd World Cooperative Congress Seoul*, 1-3 December 2021.
<https://icaworldcoopcongress.coop/wp->

content/uploads/2022/04/Congress_Discussion_Paper_Final_EN_2021-10-09.pdf
(最終アクセス日：2025年12月15日)

(あけだ つくる)

